

平成25年8月15日

調査結果報告書

三田市行政監察員 伊 元 啓 印

通報受理日	平成25年6月19日11時25分	
通報の形態	・面接 ・郵便 ・電子メール ・FAX	( 時 分～ 時 分)
通報者	・実名(※ ) ・匿名	所属部署
通報内容	<p>●●●●●温泉(●●●●●, 以下「当該施設」という。)の下水道料金について、一般基準よりも安価な公衆浴場用料金を適用している。本来、徴収すべき下水道料金を徴収しないのは三田市下水道事業特別会計に損失を与えている。</p> <p>当該施設は、三田市生活排水処理施設条例が適用されるエリアにあるところ、同条例には、公衆浴場用料金の設定はない。</p> <p>なお、通報者は、歴代の下水道課担当部長及び担当課長が違法行為の対象者としている。</p>	
調査経過	<p>通報とともに、直ちに関係法令の調査に入り、平成25年7月1日付けで三田市コンプライアンス推進本部事務局(以下「事務局」という。)に対して以下の資料の提出を求め、同月3日付けで事務局から該当する資料が提出された。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 三田市下水道条例及び同規則等条例の細目を定める法令</li><li>2 三田市生活排水処理施設条例及び同規則等条例の細目を定める法令</li><li>3 排水ないし下水道の区分のわかる地図等</li><li>4 当該施設の商業登記簿謄本</li><li>5 当該施設について現行の生活排水処理施設使用料(以下「使用料」という。)の適用があった後の担当部長及び課長の氏名一覧表</li></ol> <p>法令調査の結果、使用料については、通常の基準のほか、特別な場合に市長がこれを決定することができるとの規定(三田市生活排水処理施設条例第18条第3項)があったため、本件は、まずもって同規定に基づく市長の裁量権の行使があったか否か、そして、仮に市長による裁量権の行使があった場合、その裁量権の行使に違法性がないか否かを確定しなければならないとの判断に達した。ちなみに、通報者の指摘する対象者については、市長の決定もないままに独断専行した場合にのみ違法性が生じるところ、そのような事実は認定できなかった。</p> <p>以上の次第であるから、当職は、市長が通報の対象者であると判断し、同月18</p>	

日付けで市長宛に下記内容の説明その他の弁明を求めた。

- 1 当該施設の使用料が公衆浴場汚水（三田市下水道条例第15条）と同じ基準で徴収されている事実があるか。
- 2 1が事実である場合、いつからそのような取扱いをしているのか。
- 3 1が事実である場合、その条例の根拠は、三田市生活排水処理施設条例第18条第3項の「市長が別に定める。」との規定にあると解して良いか。その他に根拠があるか。
- 4 当該施設に1と同じ基準で算定している実質的根拠は何か。

これに応じて、市長から同月30日付けで回答が届いた。

その内容は、以下のとおりである（以下、上記回答の内容を踏まえて同年8月8日に実施した下水道課長への事情聴取で確認できた事実を含む。）。

質問1に対しては「事実である。」、質問2に対しては「平成16年2月にゴルフ場に温浴施設が増設されたときからである。」、質問3に対しては「条例上の根拠は、三田市生活排水処理施設条例第18条第3項の市長が別に定めるとの規定に基づく。」というものであった。

質問4については、以下の点を指摘して、市長の裁量として公衆浴場相当の使用料に設定することが妥当であり、そのように取り扱っていると説明した内容であった。なお、事情聴取内容もそのことを具体化したものであった。

- 1 当該施設には法律上汚水処理施設への接続義務がない。

当該施設は、近接する●●●●●浄化センター（以下「浄化センター」という。）に接続して汚水処理を行っているが、当該施設は、三田市生活排水処理計画においては個別合併処理浄化槽区域内にあり、施設保有者が個別に浄化槽を設置して汚水処理を行い河川（側溝を経由することも可）に放流すれば良く、法令に基づく汚水処理施設への接続義務がない。

しかし、個別合併処理浄化槽に委ねることは環境悪化への不安があり、浄化センターへの接続が望ましいとした地元からの要望があったことを受けて、市は、兵庫県とも協議しながら、施設保有者に対して浄化センターへの接続を働きかけた。

- 2 地元要望への対応

地元の要望とは当該施設の区域内の自治会からの要望である。個別合併処理浄化槽から放出された排水は、側溝を通して河川に流入することになるが、側溝から漏れ出す排水は日常的に農地に滲出ないし流入し、更には、個別浄化設備の事故が発生した場合には汚水の流入・蓄積を招くことが懸念されていたことから、快適な生活環境の創出や公共用水の水質を保全するために、施設保有者に浄化センターへの接続を求めるべきものであるとの判断に至った。

浄化センターへの接続方法は、浄化センターに直結する暗渠への接続である。これにより、排水は暗渠から直接浄化センターに至るため、土壌への滲出や河川への流入の心配はなくなるものである。

	<p>3 施設構造に対する規制措置</p> <p>当該施設は、浄化センターに近接する立地であるために、温浴施設からは高温・高濃度の排水が直接流入することになるため、排水処理機能への悪影響を及ぼさないように以下の規制を求めた。</p> <p>(1) 水温の安定</p> <p>温泉水の温度を25度にまで大幅に下げたから排水できるように、深さ2m、縦5m、横7m（なお、数字は実測ではなく目測である。）の貯水槽を設置するよう求め、施設保有者はこれを自らの負担で設置した。</p> <p>なお、浄化センターの浄化には微生物による分解浄化が含まれており、45度の排水がそのまま流入すると微生物が死滅し浄化機能に悪影響を及ぼすものである。</p> <p>(2) 不明水の流入防止</p> <p>当該施設は、温泉設置に伴い露天風呂も併設したが、湯船に雨水が流入すると排水量の増加と水質等の不明な排水の流入が予想されるので、露天風呂施設の約3分の2を覆う屋根の設置を求め、施設保有者はこれを自らの負担で設置した。</p> <p>(3) 排水量の安定</p> <p>排水量を排水バルブで調整し、約1時間で排水させる機能を確保させた。</p> <p>(4) 排水時期の指示</p> <p>浄化センターの能力に照らして、5日ごとの排水とし、月当たり6回の排水とする排水量及び回数制限を設けた。このため、当該施設は温泉として利用できる湯量の制限を受けることになった。</p> <p>4 公衆浴場相当の使用料設定</p> <p>当該施設は、法令上は個別合併処理浄化槽を設置して河川への放流が許されている区域にあるが、河川の水質保全等の環境保全のために、近接する浄化センターへの接続を任意に求めたものである。更に、接続に当たっては前項記載の様々な設備への規制と設備の維持管理といった負担を求めたので、公衆浴場相当の使用料とすることが妥当と判断した。</p>
<p>調査結果</p>	<p>調査に対する回答及び事情聴取の結果は、上記のとおりである。</p> <p>本件使用料の設定は、そもそも浄化センターへの接続義務のない施設保有者に対して任意の接続を求めたものであるから、三田市生活排水処理施設条例第18条第3項の「市長が別に定める。」場合に当たる。したがって、法令の根拠のある使用料適用である。</p> <p>次に、市長の裁量権の行使に違法性はないか否かについて検討する。</p> <p>市が、浄化センターへの接続を求めた目的が「排水による土壌汚染及び河川流入の防止」及び「個別浄化槽の事故による汚水の土壌滲出と河川への流入防止」にあり、それは、農業地区でもある近隣区域住民の不安を解消するというにあるから、その行政目的は正当である。</p>

	<p>行政目的を達成するために採った措置に合理性があるか否かを検討すると、当該施設が温泉であって大量の排水量が予想されることから三田市下水道条例に定める公衆浴場排水の基準と同じとしたことも経済的合理性がある。また、前記のとおり、浄化センターへの接続のために当該施設に様々な設備を自らの負担で設置するように求めた上、排水量を制限したというのであるから、規定がないことを理由に三田市生活排水処理施設条例を直接適用させて使用料を徴収するということでは、徒に施設保有者に経済的負担を強いることになり、地元の要望と環境保全に協力しようとする施設保有者の意欲を削ぐことにもなる。</p> <p>したがって、市による公衆衛生、環境保全及び地元住民の不安解消という行政目的に何ら問題はなく、また、そのために当該施設保有者に浄化センターへの接続を求めたというのであるからその手法についても問題はない。そして、当該施設保有者は、接続のための設備を自らの費用で設置するとともに、各種制限にも応じたというのであるからその使用料設定にも問題はない。</p> <p>以上のとおり、本件通報は、住民、施設保有者及び市が公衆衛生と環境保全のために協力した事例であり、目的・手段とも正当であって違法性の問題は生じない。むしろ、行政裁量がどのような場面で発揮されるべきかの模範的な事例とさえいえる。</p>
添付資料の内訳	
備 考	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。